

役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人市川会（以下「当法人」という）定款第8条、第21条及び評議員選任・解任委員会運営規則第6条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは評議員選任・解任委員会運営規制第3条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (6) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (7) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対し、役員等の職務遂行及び職責の対価として、その勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給し、賞与及び退職手当は支給しない。
 - (2) 評議員及び非常勤役員については、業務及び職責に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 前項に規定する報酬等については、当法人の職員を兼務し、職員給与の支給を受ける役員に対しては、支給しないものとする。
- 3 評議員選任・解任委員については、業務及び職責に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 4 前項に規定する業務に応じた報酬については、当法人の職員を兼務し、職員給与の支給を受ける評議員選任・解任委員に対しては支給しないほか、当法人の監事から選任する評議員選任・解任委員に対しては、第1項に規定する報酬等のみを支給するものとする。

(報酬等の額及びその算定方法)

第4条 当法人の全理事の各年度の報酬等の総額は 5,000,000円以内とする。

2 当法人の全監事の各年度の報酬等の総額は、500,000円以内とする。

3 常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

4 評議員、非常勤役員及び評議員選任・解任委員に対する業務に応じた報酬の額は別表2に定める額とする。

(報酬等の支給金方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方式により、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、職員賃金規程第17条に準じた日とする。

2 評議員、非常勤役員及び評議員選任・解任委員に対する報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により、毎会計年度終了後1か月以内に一括して支給する。

(費用弁償)

第6条 第3条第1項第1号の規定により報酬の支給を受ける常勤役員に対し、職員賃金規程第13条に準じた通勤手当を支給する。

2 評議員、非常勤役員及び評議員選任・解任委員が、第3条第1項第2号又は同条第3項の規定により業務に応じた報酬の支給を受ける業務に従事したときは、その職務を行うために要した費用を弁償する。

3 費用の弁償は実費とする。

(費用の弁償の方法)

第7条 常勤役員に対する費用弁償は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方式により、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、職員賃金規程第17条に準じた日とする。

2 評議員、非常勤役員及び評議員選任・解任委員に対する費用弁償は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により、毎会計年度終了後1か月以内に一括して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年6月18日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

役職名		報酬の額
理事長	月額	500,000円
理事	月額	300,000円

別表2 評議員、非常勤役員及び評議員選任・解任委員の業務に応じた報酬

(1) 評議員

評議員会への出席（決議の省略を行った場合は出席とみなす。）

1日 13,000円

上記の他、法人及び施設の業務のため出勤

1日 13,000円

(2) 理事

評議員会・理事会への出席（評議員会及び理事会において決議の省略を行った場合は出席とみなす。）

1日 13,000円

評議員選任・解任委員会への出席

1日 13,000円

上記の他、法人及び施設の業務のため出勤

1日 13,000円

(3) 監事

評議員会・理事会への出席（評議員会及び理事会において決議の省略を行った場合は出席とみなす。）

1日 13,000円

上記の他、法人及び施設の業務のため出勤

1日 13,000円

(4) 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会への出席

1日 13,000円

上記の他、法人及び施設の業務のため出勤

1日 13,000円